

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の8第2項第1号及び第2号の規定による土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法

平成15年9月26日
大阪府公告第124号
一部改正 平成22年4月8日
大阪府公告第33号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の8第2項第1号及び第2号の規定による土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法（同項第2号の規定による地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定の方法を除く。）は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第2項第1号及び第2号の規定に基づき環境大臣が定める土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号）による方法とし、平成16年1月1日から実施する。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の8第2項第2号の規定による地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定の方法

平成15年9月26日
大阪府公告第125号
一部改正 平成22年4月8日
大阪府公告第34号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の8第2項第2号の規定による地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定の方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第2項第2号の規定に基づき環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）による方法とし、平成16年1月1日から実施する。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の8第3項第4号の規定による特定有害物質土壌溶出量調査に係る測定の方法

平成15年9月26日
大阪府公告第126号
一部改正 平成22年4月8日
大阪府公告第35号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の8第3項第4号の規定による特定有害物質土壌溶出量調査に係る測定の方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第3項第4号の規定に基づき環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）による方法とし、平成16年1月1日から実施する。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の8第4項第2号の規定による特定有害物質土壌含有量調査に係る測定の方法

平成15年9月26日
大阪府公告第127号
一部改正 平成22年4月8日
大阪府公告第36号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の8第4項第2号の規定による特定有害物質土壌含有量調査に係る測定の方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第4項第2号の規定に基づき環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）による方法とし、平成16年1月1日から実施する。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の8第5項第4号の規定によるダイオキシン類土壌含有量調査に係る測定の方法

平成15年9月26日
大阪府公告第128号
一部改正 平成22年4月8日
大阪府公告第37号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の8第5項第4号の規定によるダイオキシン類土壌含有量調査に係る測定の方法は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）別表土壌の項に掲げる測定方法による方法とし、平成16年1月1日から実施する。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の56第2号ロの規定による同規則第48条の50第3号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準

平成23年11月7日
大阪府公告第95号
一部改正 平成31年3月29日
大阪府公告第21号
一部改正 令和元年6月28日
大阪府公告第17号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の56第1号ロの規定による同規則第48条の50第3号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第53条第1号ロの規定に基づき環境大臣が定める土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件（平成23年環境省告示第54号）に規定する基準とする。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の43第2項第1号の規定による特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置管理区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準

令和元年6月28日
大阪府公告第15号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の43第2項第1号の規定による特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置管理区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第40条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置管理区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件（平成31年環境省告示第5号）に規定する基準とし、令和元年7月1日から実施する。

なお、平成23年大阪府公告第94号（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の46第2号の規定による要措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準）は、令和元年6月30日限り廃止する。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の43第2項第3号の規定による要措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の管理有害物質による汚染状態の調査方法

令和元年6月28日
大阪府公告第16号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の43第2項第3号の規定による要措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の管理有害物質による汚染状態の調査方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第40条第2項第3号の規定に基づき環境大臣が定める要措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件（平成31年環境省告示第6号）に規定する方法とし、令和元年7月1日から実施する。